

工事標準仕様書（農地関係） 新旧対照表

改正後	現 行	備考
<p>工事標準仕様書 （農地関係）</p> <p>昭和43年9月（初版） 昭和60年10月（第2回改訂） 平成5年10月（第3回改訂） 平成9年7月（第4回改訂） 平成12年4月（第5回改訂） 平成15年10月（第6回改訂） 平成21年4月（全面改訂） 平成23年4月（第7回改訂） 平成23年7月（第8回改正） 平成26年2月（第9回改正） 平成26年4月（第10回改正） 平成27年4月（第11回改正） 平成29年4月（第12回改正） 平成30年4月（第13回改正） 平成30年5月（第14回改正） 平成31年4月（第15回改正） 令和2年4月（第16回改正） 令和2年10月（第17回改正） 令和3年1月（第18回改正） 令和3年4月（第19回改正） 令和4年4月（第20回改正） 令和5年4月（第21回改正）</p>	<p>工事標準仕様書 （農地関係）</p> <p>昭和43年9月（初版） 昭和60年10月（第2回改訂） 平成5年10月（第3回改訂） 平成9年7月（第4回改訂） 平成12年4月（第5回改訂） 平成15年10月（第6回改訂） 平成21年4月（全面改訂） 平成23年4月（第7回改訂） 平成23年7月（第8回改正） 平成26年2月（第9回改正） 平成26年4月（第10回改正） 平成27年4月（第11回改正） 平成29年4月（第12回改正） 平成30年4月（第13回改正） 平成30年5月（第14回改正） 平成31年4月（第15回改正） 令和2年4月（第16回改正） 令和2年10月（第17回改正） 令和3年1月（第18回改正） 令和3年4月（第19回改正） 令和4年4月（第20回改正）</p>	

改正後	現 行	備考
<p><工事標準仕様書の適用></p> <p>一般土木工事以外の工事については、原則として下記の仕様書等を準用するものとし、その適用に当たり、監督員の指示によるものとする。</p> <p>(1) 施設機械工事等共通仕様書 (農林水産省農村振興局整備部設計課 R4.3)</p> <p>(2) 農業集落排水施設施工指針 (農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会 令和2年度改訂版)</p> <p>(3) 公共建築工事標準仕様書 (令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)</p>	<p><工事標準仕様書の適用></p> <p>一般土木工事以外の工事については、原則として下記の仕様書等を準用するものとし、その適用に当たり、監督員の指示によるものとする。</p> <p>(1) 施設機械工事等共通仕様書 (農林水産省農村振興局整備部設計課 R3.3)</p> <p>(2) 農業集落排水施設施工指針 (農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会 令和2年度改訂版)</p> <p>(3) 公共建築工事標準仕様書 (平成31年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)</p>	
<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>34 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む。）の初日をいう。</p> <p>35 「準備期間」とは、工事開始日から工事着手日までの期間をいう。</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>34 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む。）の初日をいう。</p> <p>35 準備期間とは、工事開始日から工事着手日までの期間をいう。</p>	字句修正
<p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、請負者に図面の原図を貸与又は電子データの提供をすることができる。ただし、標準仕様書、工事施工管理基準（農地関係）等公開されているものについては請負者が備えるものとする。</p> <p>2 請負者は、施工前及び施工中において、自らの負担により契約約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督員にその事実の確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとし、監督員から更に詳細な説明、又は資料の追加の要求があった場合には請負者はそれに従わなければならない。なお、施工前の照査において該当する事実がない場合でもその結果を監督員に連絡するものとする。</p> <p>3 請負者は、契約の目的のために必要とする以外に、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。</p> <p>4 設計図書において設計・施工条件確認会議（以下「会議」という。）の開催工事であることが明示され、発注者が会議を開催する必要があると判断した場合は、「農地関係工事設計・施工条件確認会議試行要領」の規定により会議を開催するものとする。</p>	<p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、請負者に図面の原図を貸与又は電子データの提供をすることができる。ただし、標準仕様書、工事施工管理基準（農地関係）等公開されているものについては請負者が備えるものとする。</p> <p>2 請負者は、施工前及び施工中において、自らの負担により契約約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督員にその事実の確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、施工前の照査において該当する事実がない場合でもその結果を監督員に報告するものとする。ここで、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督員から更に詳細な説明、又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>3 請負者は、契約の目的のために必要とする以外に、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。</p> <p>4 設計図書において設計・施工条件確認会議（以下「会議」という。）の開催工事であることが明示され、発注者が会議を開催する必要があると判断した場合は、「農地関係工事設計・施工条件確認会議試行要領」の規定により会議を開催するものとする。</p>	工事書類の簡素化

改正後	現 行	備考
<p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1 請負者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は当初請負代金額が4,000万円未満の工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は、(2)、(3)、(7)、(8)とする。</p> <p>(1) 計画工程表 (2) 施工方法 (3) 施工管理計画 (4) 緊急時の体制及び対応 (5) 交通管理 (6) 安全管理 (7) 仮設備計画 (8) 環境配慮対策 (9) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法 (10) その他</p>	<p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1 請負者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 計画工程表 (2) 現場組織表 (3) 主要機械 (4) 主要資材 (5) 施工方法 (6) 施工管理計画 (7) 緊急時の体制及び対応 (8) 交通管理 (9) 安全管理 (10) 仮設備計画 (11) 環境配慮対策 (12) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法 (13) その他</p>	<p>工事書類の簡素化</p>
<p>1-1-6 コリンズ登録</p> <p>1 請負者は、受注時または変更時において請負代金額が500万円以上の建設工事について、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注時、変更時、完成時及び訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、コリンズに登録しなければならない。ただし、工事請負代金額が、500万円未満から500万円以上に変更契約された場合には変更時登録を行うものとする。また、監督員は登録確認メールの「登録のための確認のお願い」により登録内容を確認する。請負者は検査時に監督員から請求があった場合は「登録内容確認書」を提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p>	<p>1-1-6 コリンズ登録</p> <p>1 請負者は、受注時または変更時において請負代金額が500万円以上の建設工事について、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、コリンズに登録しなければならない。ただし、工事請負代金額が、500万円未満から500万円以上に変更契約された場合には変更時登録を行うものとする。また、監督員は登録確認メールの「登録のための確認のお願い」により登録内容を確認する。請負者は検査時に監督員から請求があった場合は「登録内容確認書」を提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p>	<p>字句修正</p>

改正後	現 行	備考
<p>1-1-9 現場代理人及び監理技術者等</p> <p>2 請負者は、建設工事に該当しない工事（草刈り、溝浚い等）及び建設工事に該当する工種の請負代金額が5百万円未満の工事の場合は、愛知県公共工事請負契約約款第11条第3項の定めにより、現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができることとし、その場合は現場代理人に代わり現場責任者を定めるものとする。ただし、設計図書において、工事現場への常駐が必要であることを明示された場合は、現場代理人を置かなければならない。現場責任者を定める場合は、建設工事に該当しない工事については、現場責任者を、建設工事に該当する工種の請負代金額が5百万円未満の工事については現場責任者及び主任技術者を定めるものとする。現場責任者を定めた場合には、以下の項目を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、現場責任者が現場に不在の際に、現場の安全管理を司る作業責任者を定め、施工計画書(6)安全管理に記載しなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、緊急時の連絡体制及び対応について、現場責任者が不在時の場合も含め、施工計画書(4)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、現場責任者が作業員へ行う安全教育及び注意事項の徹底について、具体的に施工計画書(6)安全管理に記載しなければならない。</p> <p>(4) 現場責任者は監督員から現場の安全な運営取締りについて指示があった場合は、その指示に従うものとする。</p> <p>(5) 現場責任者通知書等の様式については現場代理人の様式を準用し、現場責任者の経歴書には直接的雇用関係を確認するための書類を添付するものとする。</p> <p>3 請負代金額が 4,000 万円（建築一式工事にあつては 8,000 万円）以上の場合、主任技術者（監理技術者）は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合は、この限りではない。なお、当該工事は愛知県農林水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、特例監理技術者が兼務する工事の場所は、同一農林水産事務所管内でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りでない。なお、請負者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に主任技術者の兼務届及び工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事については、主任技術者の兼務届に工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。監理技術者について建設業法施行令第28条及び第29条の規定に基づき、監理技術者補佐を配置することで他の工事と兼務させる場合は、新たに契約した工事及び既発注工事について、兼務届を所定の様式により作成のうえ、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、既発注工事については原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-9 現場代理人及び監理技術者等</p> <p>2 請負者は、建設工事に該当しない工事（草刈り、溝浚い等）及び建設工事に該当する工種の請負代金額が5百万円未満の工事の場合は、愛知県公共工事請負契約約款第11条第3項の定めにより、現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができることとし、その場合は現場代理人に代わり現場責任者を定めるものとする。ただし、設計図書において、工事現場への常駐が必要であることを明示された場合は、現場代理人を置かなければならない。現場責任者を定める場合は、建設工事に該当しない工事については、現場責任者を、建設工事に該当する工種の請負代金額が5百万円未満の工事については現場責任者及び主任技術者を定めるものとする。現場責任者を定めた場合には、以下の項目を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、現場責任者が現場に不在の際に、現場の安全管理を司る作業責任者を定め、施工計画書(9)安全管理に記載しなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、緊急時の連絡体制及び対応について、現場責任者が不在時の場合も含め、施工計画書(7)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、現場責任者が作業員へ行う安全教育及び注意事項の徹底について、具体的に施工計画書(9)安全管理に記載しなければならない。</p> <p>(4) 現場責任者は監督員から現場の安全な運営取締りについて指示があった場合は、その指示に従うものとする。</p> <p>(5) 現場責任者通知書等の様式については現場代理人の様式を準用し、現場責任者の経歴書には直接的雇用関係を確認するための書類を添付するものとする。</p> <p>3 請負代金額が 3,500 万円（建築一式工事にあつては 7,000 万円）以上の場合、主任技術者（監理技術者）は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合は、この限りではない。なお、当該工事は愛知県農林水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、特例監理技術者が兼務する工事の場所は、同一農林水産事務所管内でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りでない。なお、請負者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に主任技術者の兼務届及び工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事については、主任技術者の兼務届に工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。監理技術者について建設業法施行令第28条及び第29条の規定に基づき、監理技術者補佐を配置することで他の工事と兼務させる場合は、新たに契約した工事及び既発注工事について、兼務届を所定の様式により作成のうえ、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、既発注工事については原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>	<p>工事書類の簡素化</p> <p>関係法令改正</p>

改正後	現 行	備考																																
<p style="text-align: center;">※農林水産事務所（農地関係）の管内一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">農林水産事務所名</th> <th style="width: 70%;">管 内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾張農林水産事務所</td> <td>名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡及び丹羽郡の区域</td> </tr> <tr> <td>海部農林水産事務所</td> <td>津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域</td> </tr> <tr> <td>知多農林水産事務所</td> <td>半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域</td> </tr> <tr> <td>西三河農林水産事務所</td> <td>岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市及び額田郡の区域</td> </tr> <tr> <td>豊田加茂農林水産事務所</td> <td>豊田市及びみよし市の区域</td> </tr> <tr> <td>新城設楽農林水産事務所</td> <td>新城市及び北設楽郡の区域</td> </tr> <tr> <td>東三河農林水産事務所</td> <td>豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域</td> </tr> </tbody> </table>	農林水産事務所名	管 内	尾張農林水産事務所	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡及び丹羽郡の区域	海部農林水産事務所	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	知多農林水産事務所	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	西三河農林水産事務所	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市及び額田郡の区域	豊田加茂農林水産事務所	豊田市及びみよし市の区域	新城設楽農林水産事務所	新城市及び北設楽郡の区域	東三河農林水産事務所	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	<p style="text-align: center;">※農林水産事務所（農地関係）の管内一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">農林水産事務所名</th> <th style="width: 70%;">管 内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾張農林水産事務所</td> <td>名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡及び丹羽郡の区域</td> </tr> <tr> <td>海部農林水産事務所</td> <td>津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域</td> </tr> <tr> <td>知多農林水産事務所</td> <td>半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域</td> </tr> <tr> <td>西三河農林水産事務所</td> <td>岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市及び額田郡の区域</td> </tr> <tr> <td>豊田加茂農林水産事務所</td> <td>豊田市及びみよし市の区域</td> </tr> <tr> <td>新城設楽農林水産事務所</td> <td>新城市及び北設楽郡の区域</td> </tr> <tr> <td>東三河農林水産事務所</td> <td>豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域</td> </tr> </tbody> </table>	農林水産事務所名	管 内	尾張農林水産事務所	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡及び丹羽郡の区域	海部農林水産事務所	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	知多農林水産事務所	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	西三河農林水産事務所	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市及び額田郡の区域	豊田加茂農林水産事務所	豊田市及びみよし市の区域	新城設楽農林水産事務所	新城市及び北設楽郡の区域	東三河農林水産事務所	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	
農林水産事務所名	管 内																																	
尾張農林水産事務所	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡及び丹羽郡の区域																																	
海部農林水産事務所	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域																																	
知多農林水産事務所	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域																																	
西三河農林水産事務所	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市及び額田郡の区域																																	
豊田加茂農林水産事務所	豊田市及びみよし市の区域																																	
新城設楽農林水産事務所	新城市及び北設楽郡の区域																																	
東三河農林水産事務所	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域																																	
農林水産事務所名	管 内																																	
尾張農林水産事務所	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡及び丹羽郡の区域																																	
海部農林水産事務所	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域																																	
知多農林水産事務所	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域																																	
西三河農林水産事務所	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市及び額田郡の区域																																	
豊田加茂農林水産事務所	豊田市及びみよし市の区域																																	
新城設楽農林水産事務所	新城市及び北設楽郡の区域																																	
東三河農林水産事務所	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域																																	
<p>5 請負者は、現場代理人について、発注者が契約約款第11条第3項の規定により他工事との兼務を認めた場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に現場代理人の兼務届及び工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事については、現場代理人の兼務届に工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。なお、常駐・兼務の運用については、「工事現場における現場代理人の常駐・兼務の運用について」(愛知県農林基盤局長通知 令和4年12月28日付け4農総第256号)によるものとする。なお、請負者は、「運用の3」により現場代理人を兼務させる場合には、以下の項目を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、監督員が現場の安全な運営取締りを指示した場合、現場代理人には工事現場に速やかに向かう等の対応をさせることとし、その内容を施工計画書(6)安全管理に記載しなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、労働安全衛生法施行令第十条一から四に掲げる機械の使用又は通行規制を伴う作業では、現場代理人を作業中の現場に常駐させ、同時に現場作業をさせないこととし、その内容を施工計画書(6)安全管理に記載しなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、労働安全衛生法施行令第十条一から四に掲げる機械の使用又は通行規制を伴わずに同時作業を行う場合、施工計画書(6)安全管理に各作業の安全対策を記載しなければならない。</p> <p>(5) 請負者は、受注後の自然的又は人為的な事象により、緊急的に同時作業を行う場合の連絡体制及び対応について、施工計画書(4)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。なお、現場代理人が現場に不在の場合の対応についても、施工計画書(4)緊急時の体制及び対応に記載すること。</p> <p>(6) 請負者は、上記(4)及び(5)により同時作業を行う場合、現場代理人をいずれかの現場に駐在させて、1日1回以上、同時作業中の工事現場を巡回させることとし、その内容を施工計画書(6)安全管理に記載しなければならない。</p>	<p>5 請負者は、現場代理人について、発注者が契約約款第11条第3項の規定により他工事との兼務を認めた場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に現場代理人の兼務届及び工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事については、現場代理人の兼務届に工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。なお、常駐・兼務の運用については、「工事現場における現場代理人の常駐・兼務の運用について」(愛知県農林水産部長通知 平成29年10月17日付け29農検第549号)によるものとする。なお、請負者は、「運用の3」により現場代理人を兼務させる場合には、以下の項目を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、監督員が現場の安全な運営取締りを指示した場合、現場代理人には工事現場に速やかに向かう等の対応をさせることとし、その内容を施工計画書(9)安全管理に記載しなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、労働安全衛生法施行令第十条一から四に掲げる機械の使用又は通行規制を伴う作業では、現場代理人を作業中の現場に常駐させ、同時に現場作業をさせないこととし、その内容を施工計画書(9)安全管理に記載しなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、労働安全衛生法施行令第十条一から四に掲げる機械の使用又は通行規制を伴わずに同時作業を行う場合、施工計画書(9)安全管理に各作業の安全対策を記載しなければならない。</p> <p>(5) 請負者は、受注後の自然的又は人為的な事象により、緊急的に同時作業を行う場合の連絡体制及び対応について、施工計画書(7)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。なお、現場代理人が現場に不在の場合の対応についても、施工計画書(7)緊急時の体制及び対応に記載すること。</p> <p>(6) 請負者は、上記(4)及び(5)により同時作業を行う場合、現場代理人をいずれかの現場に駐在させて、1日1回以上、同時作業中の工事現場を巡回させることとし、その内容を施工計画書(9)安全管理に記載しなければならない。</p>	<p>関係通知文の変更</p> <p>工事書類の簡素化</p>																																

改正後	現 行	備考
<p>1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>6 請負者は、請負代金額が 4,000 万円以上の工事について、監督員から一括下請負に関する点検（主任技術者又は監理技術者の専任等）を求められた場合、これに応じなければならない。この場合、監督員は工事現場で一括下請負に関する点検を行なうものとし、その結果については、所定の様式にとりまとめ、工事完了検査時に検査員に説明するものとする。</p> <p>7 請負者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載するものとする。</p>	<p>1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>6 請負者は、請負代金額が 3,500 万円以上の工事について、監督員から一括下請負に関する点検（主任技術者又は監理技術者の専任等）を求められた場合、これに応じなければならない。この場合、監督員は工事現場で一括下請負に関する点検を行なうものとし、その結果については、所定の様式にとりまとめ、工事完了検査時に検査員に説明するものとする。</p> <p>7 請負者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載するものとし、必要書類を添付しその写しを監督員に提出しなければならない。</p>	<p>関係法令改正</p> <p>工事書類の簡素化</p>
<p>1-1-17 設計図書の変更</p> <p>1 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。</p>	<p>1-1-17 設計図書の変更</p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。</p>	<p>字句修正</p>
<p>1-1-21 建設副産物</p> <p>5 請負者は、ガイドライン実施要綱第 16 条の規定に基づき、工事完了時に提出する前項の（1）再生資源利用実施書及び（2）再生資源利用促進実施書については、その内容を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に登録し、工事登録証明書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、請負者は、工事完了時に提出する前項の（3）あいくる材使用状況報告書及び（4）あいくる材使用実績集約表については、電子データにより監督員に提出するものとする。</p> <p>7 請負者は、法令に基づき、再生資源利用（促進）計画書を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>8 請負者は、道路工事保安設備設置基準（平成 30 年 3 月 愛知県建設部）の保安設備標準様式図に示す記号⑥の標示板に、間伐材を利用した「あいくる材」を使用するものとする。ただし、移動を伴う工事または維持工事を除くものとする。</p> <p>9 請負者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（汚泥）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等を使用する事により回収するものとする。また、回収水等は、当該作業現場が属する地方公共団体の定め等に基づき取り扱うものとし、処理・運搬方法や産業廃棄物管理表（マニフェスト）については、第 2 項に準ずるものとする。</p> <p>10 請負者は、産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理しなければならない。 また、県外の最終処分場に搬入する場合には、他県が制定する条例に基づき適正に処理しなければならない。</p>	<p>1-1-21 建設副産物</p> <p>5 請負者は、ガイドライン実施要綱第 16 条の規定に基づき、工事完了時に提出する前項の（1）再生資源利用実施書及び（2）再生資源利用促進実施書については、その内容を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に登録し、工事登録証明書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、請負者は、工事完了時に提出する前項の（3）あいくる材使用状況報告書及び（4）あいくる材使用実績集約表については、電子データと打ち出し様式の 2 種類で監督員に提出するものとする。 (追加)</p> <p>7 請負者は、道路工事保安設備設置基準（平成 30 年 3 月 愛知県建設部）の保安設備標準様式図に示す記号⑥の標示板に、間伐材を利用した「あいくる材」を使用するものとする。ただし、移動を伴う工事または維持工事を除くものとする。</p> <p>8 請負者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（汚泥）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等を使用する事により回収するものとする。また、回収水等は、当該作業現場が属する地方公共団体の定め等に基づき取り扱うものとし、処理・運搬方法や産業廃棄物管理表（マニフェスト）については、第 2 項に準ずるものとする。</p> <p>9 請負者は、産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理しなければならない。 また、県外の最終処分場に搬入する場合には、他県が制定する条例に基づき適正に処理しなければならない。</p>	<p>工事書類の簡素化</p> <p>関係法令改正</p>
<p>1-1-29 施工管理</p> <p>8 請負者は、監督員及び請負者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づくこととする。</p> <p>9 請負者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。</p>	<p>1-1-29 施工管理 (追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>他部局との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p>1-1-31 履行報告</p> <p>請負者は、契約約款第12条の規定に基づき、前月までの履行状況を毎月5日まで（これによりがたい場合、監督員へ連絡するものとする。）に工事履行報告書により、監督員に報告しなければならない。なお、報告は月末ごと及び完了時とする。</p>	<p>1-1-31 履行報告</p> <p>請負者は、契約約款第12条の規定に基づき、履行状況を工程管理表により、すみやかに監督員に報告しなければならない。なお、報告は月末ごと及び完了時とする。</p>	<p>工事書類の簡素化</p>
<p>1-1-35 工事中の安全管理</p> <p>12 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、書面及び写真等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>16 請負者は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の構造物及び仮設構造物に対し、必要な補強・落下防止等の保全措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する緊急避難措置の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、海岸堤防や河川堤防を掘削する工事など、有事の際に甚大な被害を及ぼす可能性がある工事を行っている場合は、その対応について早急に監督員と協議し、本章「1-1-51 臨機の措置」の規定によらなければならない。上記保全措置については、本章「1-1-5 施工計画書」第1項の(4)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。また、請負者は、上記の地震に限らず、施工箇所から最も近い観測地点で震度4以上の地震が計測された場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。</p>	<p>1-1-35 工事中の安全管理</p> <p>12 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、工事記録に記載するとともに、写真等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>16 請負者は、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の構造物及び仮設構造物に対し、必要な補強・落下防止等の保全措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する緊急避難措置の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、海岸堤防や河川堤防を掘削する工事など、有事の際に甚大な被害を及ぼす可能性がある工事を行っている場合は、その対応について早急に監督員と協議し、本章「1-1-51 臨機の措置」の規定によらなければならない。上記保全措置については、本章「1-1-5 施工計画書」第1項の(8)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。また、請負者は、上記の地震に限らず、施工箇所から最も近い観測地点で震度4以上の地震が計測された場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。</p>	<p>工事書類の簡素化</p>
<p>1-1-39 環境配慮対策</p> <p>8 請負者は、工事の施工に当たり、環境への配慮対策を講じるとともに、適正に工事を実施しなければならない。また、工事現場及びその周辺の希少種、特定外来種の動植物などには十分注意し、使用人等にそれらの重要性を十分認識させるものとし、工事中にそれらを発見したときは、直ちに監督員に報告し、その指示に応じなければならない。なお、環境への配慮対策については、本編「1-1-5 施工計画書」第1項(8)環境配慮対策の事項に記載するものとする。</p>	<p>1-1-39 環境配慮対策</p> <p>8 請負者は、工事の施工に当たり、環境への配慮対策を講じるとともに、適正に工事を実施しなければならない。また、工事現場及びその周辺の希少種、特定外来種の動植物などには十分注意し、使用人等にそれらの重要性を十分認識させるものとし、工事中にそれらを発見したときは、直ちに監督員に報告し、その指示に応じなければならない。なお、環境への配慮対策については、本編「1-1-5 施工計画書」第1項(12)環境配慮対策の事項に記載するものとする。</p>	<p>工事書類の簡素化</p>
<p>1-1-41 交通安全管理</p> <p>3 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）及び道路工事保安設備設置基準（平成30年3月 愛知県建設部）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>1-1-41 交通安全管理</p> <p>3 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）及び道路工事保安設備設置基準（平成30年3月 愛知県建設部）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>関係法令改正</p>

改正後	現 行	備考
<p>1-1-45 工事測量</p> <p>1 請負者は、工事着手後遅滞なく測量を実施し、測量標（仮 B.M.）、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合、監督員に測量結果を速やかに報告し指示を受けなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異が無い場合、監督員に連絡するものとする。なお、測量標（仮 B.M.）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また、測量結果を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-45 工事測量</p> <p>1 請負者は、工事着手後遅滞なく測量を実施し、測量標（仮 B.M.）、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合、監督員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮 B.M.）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また、測量結果を監督員に提出しなければならない。</p>	工事書類の簡素化
<p>1-1-46 提出書類</p> <p>1 請負者は、契約図書に係る提出書類の書式等に基づいて、書類を監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。また、上記に定めるもののうち、工事完了時までに提出すべき書類は下記のものとし、別に定める様式により提出するものとする。</p> <p>(1) 施工計画書 (2) 現場発生品調書 (3) 工事中用材料使用承諾願 (4) 工事履行報告書 (5) 出来形管理図書 (6) 品質管理図書 (7) 工事写真</p> <p>(8) 工事打合簿 (9) 段階確認書 (10) 施工体制台帳及び施工体系図 (11) その他監督員が必要と認めた関係書類</p>	<p>1-1-46 提出書類</p> <p>1 請負者は、契約図書に係る提出書類の書式等に基づいて、書類を監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。また、上記に定めるもののうち、工事完了時までに提出すべき書類は下記のものとし、別に定める様式により提出するものとする。</p> <p>(1) 施工計画書 (2) 現場発生品調書 (3) 工事中用材料使用承諾願 (4) 工程管理表 (5) 出来形管理図書 (6) 品質管理図書 (7) 工事写真 (8) 工事記録 (9) 安全訓練等実施状況報告書 (10) 工事打合簿 (11) 段階確認書 (12) 施工体制台帳及び施工体系図 (13) その他監督員が必要と認めた関係書類</p>	工事書類の簡素化
<p>1-1-50 保険の付保及び事故の補償</p> <p>4 請負者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>5 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。ただし、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び証紙購入予定を書面により提出するものとする。また、請負者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を把握し、必要な枚数を購入しなければならないが、愛知県発注の他工事において購入した共済証紙の残数が明らかな場合は、その使用を認めるものとする。なお、請負者は、共済証紙を「建退共事務受託様式 3 号 建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書」等により適切に管理するとともに、監督員からの請求があつた場合には提示しなければならない。また、請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。</p>	<p>1-1-50 保険の付保及び事故の補償 (追加)</p> <p>4 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。ただし、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び証紙購入予定を書面により提出するものとする。また、請負者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を把握し、必要な枚数を購入しなければならないが、愛知県発注の他工事において購入した共済証紙の残数が明らかな場合は、その使用を認めるものとする。なお、請負者は、共済証紙を「建退共事務受託様式 3 号 建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書」等により適切に管理するとともに、監督員からの請求があつた場合には提示しなければならない。また、請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。</p>	標準仕様書への追加 字句修正

改正後	現 行	備考
<p style="text-align: center;">第3章 施工共通事項</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-2 既製杭工</p> <p>2 鋼杭工</p> <p>(3) 現場継手を溶接により行う場合は、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに次の規定によらなければならない。</p> <p>1) 溶接工は、J I S Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) 又は J I S Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験 (又は同等以上の検定試験) に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者でなければならない。 なお、同等以上の検定試験とは、W E S 8106 (基礎杭溶接技能者の資格認証基準：(一社) 日本溶接協会) をいう。</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>3-7-4 材料の計量</p> <p>3 請負者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、表3-4に示した許容差内である場合、容積で計量してもよい。なお、バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。</p> <p>3-7-10 コンクリート打込み</p> <p>9 請負者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、原則、下層のコンクリートが固まり始める前に上層のコンクリートを打込み、上下層が一体となるように施工しなければならない。</p> <p>3-9-4 鉄筋の継手</p> <p>7 請負者は、圧接に当たり、次によるほか、有害な欠陥のないようにしなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、圧接しようとする鉄筋の両端部を切断する場合、(公社) 日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。ただし、既に直角かつ平滑である場合又は鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、錆、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>第14節 防食対策工</p> <p>3-14-2 防食対策工</p> <p>2 コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、長寿命形水道用ジョイントコート (W S P 012) 又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3) によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 施工共通事項</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-2 既製杭工</p> <p>2 鋼杭工</p> <p>(3) 現場継手を溶接により行う場合は、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに次の規定によらなければならない。</p> <p>1) 溶接工は、J I S Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験 (又は同等以上の検定試験) に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者でなければならない。 ただし、半自動溶接を行う場合は、J I S Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 (又はこれと同等以上の検定試験) に合格した者でなければならない。 なお、同等以上の検定試験とは、W E S 8106 (基礎杭溶接技能者の資格認証基準：(一社) 日本溶接協会) をいう。</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>3-7-4 材料の計量</p> <p>3 請負者は、各材料を一練り分毎に質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。</p> <p>3-7-10 コンクリート打込み</p> <p>9 請負者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、原則、下層のコンクリートが固まり始める前に上層のコンクリートを打込み、上層と下層が一体となるように施工しなければならない。</p> <p>3-9-4 鉄筋の継手</p> <p>7 請負者は、圧接に当たり、次によるほか、有害な欠陥のないようにしなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社) 日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。ただし、既に直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂圧接面は、圧接作業前にグラインダー等でその端部が直角で平滑となるように仕上げるとともに、錆、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>第14節 防食対策工</p> <p>3-14-2 防食対策工</p> <p>2 コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (W S P 012) 又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3) によるものとする。</p>	<p>以下、農林水産省との整合</p>

改正後	現 行	備考
第 19 節 構造物撤去工 3-19-3 取壊し工	第 19 節 構造物撤去工 3-19-3 構造物取壊し工	

改正後	現 行	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p style="text-align: center;">第 2 編 工事別編</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 舗装工事・道路改修工事</p> <p>第 6 節 擁壁工</p> <p>3-6-5 プレキャスト擁壁工</p> <p>2 請負者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工において、十分密着させ、背面土砂が吸い出されないようにしなければならない。</p> <p>第 11 節 構造物撤去工</p> <p>3-11-1 取壊し工</p> <p>構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第 14 節 付帯施設工</p> <p>3-14-3 標識工</p> <p style="text-align: center;">表3-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数）</p> <table border="1" data-bbox="246 982 1329 1854"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> <th>黄赤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12° (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20° (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.0°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">カプセルレンズ型</td> <td rowspan="3">12° (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>16</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20° (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>7.0</td> <td>11</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>64</td> <td>13</td> <td>7.0</td> <td>11</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.0°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	黄赤	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	25	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	7.0	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	2.2	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	20	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	4.5	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2.0	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	1.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	0.6	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	0.4	カプセルレンズ型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	100	30°	150	100	25	11	25	60	40°	110	70	16	8.0	16	29	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	65	30°	100	67	14	7.0	11	40	40°	95	64	13	7.0	11	20	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	1.5	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3	0.9	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	0.8	<p style="text-align: center;">第 2 編 工事別編</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 舗装工事・道路改修工事</p> <p>第 6 節 擁壁工</p> <p>3-6-5 プレキャスト擁壁工</p> <p>2 請負者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工において、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。</p> <p>第 11 節 構造物撤去工</p> <p>3-11-1 構造物取壊し工</p> <p>構造物取壊しの施工については、第1編3-19-3構造物取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第 14 節 付帯施設工</p> <p>3-14-3 標識工</p> <p style="text-align: center;">表3-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数）</p> <table border="1" data-bbox="1433 982 2516 1854"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> <th>黄赤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12° (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20° (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">カプセルレンズ型</td> <td rowspan="3">12° (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>16</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20° (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>7.0</td> <td>11</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>54</td> <td>13</td> <td>7.0</td> <td>11</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	黄赤	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	25	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	7.0	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	2.2	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	20	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	4.5	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	1.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	0.6	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	0.4	カプセルレンズ型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	100	30°	150	100	25	11	25	60	40°	110	70	16	8.0	16	29	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	65	30°	100	67	14	7.0	11	40	40°	95	54	13	7.0	11	20	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	1.5	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3	0.9	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	0.8	
観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	黄赤																																																																																																																																																																																																																																																																																					
12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	25																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	7.0																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	2.2																																																																																																																																																																																																																																																																																					
20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	20																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	4.5																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2.0																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	1.2																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	0.6																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	0.4																																																																																																																																																																																																																																																																																					
カプセルレンズ型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	100																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		30°	150	100	25	11	25	60																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		40°	110	70	16	8.0	16	29																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	65																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		30°	100	67	14	7.0	11	40																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		40°	95	64	13	7.0	11	20																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3	0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	0.8																																																																																																																																																																																																																																																																																				
観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	黄赤																																																																																																																																																																																																																																																																																					
12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	25																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	7.0																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	2.2																																																																																																																																																																																																																																																																																					
20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	20																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	4.5																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2.0																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	1.2																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	0.6																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	0.4																																																																																																																																																																																																																																																																																					
カプセルレンズ型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	100																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		30°	150	100	25	11	25	60																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		40°	110	70	16	8.0	16	29																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	65																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		30°	100	67	14	7.0	11	40																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		40°	95	54	13	7.0	11	20																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3	0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	0.8																																																																																																																																																																																																																																																																																				

改正後	現 行	備考
<p style="text-align: center;">第 5 章 水路工事</p> <p>第 4 節 構造物撤去工</p> <p>5-4-1 取壊し工 構造物の取壊しに当たっては、第 1 編 3-19-3 取壊し工の規定によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 水路工事</p> <p>第 4 節 構造物撤去工</p> <p>5-4-1 構造物取壊し工 構造物取壊しの施工については、第 1 編 3-19-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">第 6 章 排水路工事・河川工事</p> <p>第 4 節 構造物撤去工</p> <p>6-4-1 一般事項 (1) 構造物撤去工としてコンクリート構造物取壊し、道路施設撤去、旧橋撤去その他これらに類する工種について定めるものとする。 (2) 請負者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第 1 編 1-1-21 建設副産物の規定によらなければならない。 (3) 請負者は、コンクリート殻等の運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。</p> <p>6-4-2 取壊し工 構造物の取壊しに当たっては、第 1 編 3-19-3 取壊し工の規定によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 排水路工事・河川工事</p> <p>第 4 節 構造物撤去工</p> <p>6-4-1 構造物取壊し工</p> <p>1 一般事項 (1) 構造物撤去工としてコンクリート構造物取壊し、道路施設撤去、旧橋撤去その他これらに類する工種について定めるものとする。 (2) 請負者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第 1 編 1-1-21 建設副産物の規定によらなければならない。 (3) 請負者は、コンクリート殻等の運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。</p> <p>2 構造物取壊し工 構造物取壊し工の施工については、第 1 編 3-19-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">第 7 章 管水路工事</p> <p>第 2 節 一般事項</p> <p>7-2-2 一般事項</p> <p>2 布設接合 (9) 請負者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則 74 条の 2、労働安全衛生規則第 164 条 2 項及び 3 項、平成 4 年 8 月 24 日付け基発第 480 号及び平成 4 年 10 月 1 日付け基発第 542 号労働省労働基準局長通達、平成 15 年 12 月 17 日付け基発 1217001 号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局長通達を遵守しなければならない。</p> <p>(10) 請負者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、基床部内に捨梁を存置してはならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 管水路工事</p> <p>第 2 節 一般事項</p> <p>7-2-2 一般事項</p> <p>2 布設接合 (9) 請負者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則 74 条の 2 及び労働安全衛生規則第 164 条 2 項及び 3 項、並びに平成 4 年 8 月 24 日付け基発第 480 号、平成 4 年 10 月 1 日付け基発第 542 号労働省労働基準局長通達、平成 14 年 3 月 29 日付け基安発 0329003 号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守する。なお、管長が 5 m 以上で呼び径 700mm 以上を布設する場合、管搬入口を 30m に一箇所以上設けるものとするが、腹起こし等でこれによらない場合は、別途設計図書によるものとする。</p> <p>(10) 請負者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、原則として砂基礎内に捨梁を存置してはならない。</p>	

改正後	現 行	備考
<p>第4節 構造物撤去工</p> <p>7-4-1 取壊し工 構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第6節 管体工</p> <p>7-6-4 鋼管布設工</p> <p>2 据付</p> <p>(3) 塗覆装</p> <p>1) 継手溶接部の内外面塗覆装は、本条1 工場製作(3)塗覆装の規定によるものとする。 なお、呼び径 800mm 未満では人力による内面塗装を行わないことを原則とする。ただし、内面塗装の施工管理、品質管理及び安全管理が確実に行われる場合は、この限りではない。</p>	<p>第4節 構造物撤去工</p> <p>7-4-1 構造物取壊し工 構造物取壊しの施工については、第1編3-19-3構造物取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第6節 管体工</p> <p>7-6-4 鋼管布設工</p> <p>2 据付</p> <p>(3) 塗覆装</p> <p>1) 継手溶接部の内外面塗覆装は、本条1 工場製作(3)塗覆装の規定によるものとする。 なお、呼び径 800mm 未満では人力による内面塗装を行わないものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">第8章 畑かん施設工事</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>8-4-1 取壊し工 構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3取壊し工の規定によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 畑かん施設工事</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>8-4-1 構造物取壊し工 構造物取壊しの施工については、第1編3-19-3構造物取壊し工の規定によるものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">第12章 PC橋工事</p> <p>第3節 コンクリート橋架設工</p> <p>12-3-2 横組工</p> <p>4 請負者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 (6) 暑中における施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。なお、注入時のグラウトの温度は 35℃を超えてはならない。</p> <p>第4節 橋梁付属物工</p> <p>12-4-8 現場塗装工</p> <p>16 検査</p> <p>(3) 請負者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500m²単位毎に 25点 (1点当たり 5回測定) 以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が 200m²に満たない場合は 10m²ごとに1点とする。</p>	<p style="text-align: center;">第12章 PC橋工事</p> <p>第3節 コンクリート橋架設工</p> <p>12-3-2 横組工</p> <p>4 請負者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 (6) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過速な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。なお、注入時のグラウトの温度は 35℃を超えてはならない。</p> <p>第4節 橋梁付属物工</p> <p>12-4-8 現場塗装工</p> <p>16 検査</p> <p>(3) 請負者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500m²単位毎に 25箇所 (1箇所当たり 5点測定) 以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が 200m²に満たない場合は 10m²ごとに1点とする。</p>	

改正後	現 行	備考
<p>第5節 舗装工</p> <p>12-5-3 グースアスファルト舗装工</p> <p>12 敷均しの施工に当たり、次の規定によらなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。</p>	<p>第5節 舗装工</p> <p>12-5-3 グースアスファルト舗装工</p> <p>12 敷均しの施工に当たり、次の規定によらなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、気温が5℃以下のときに施工してはならない。</p>	
<p style="text-align: center;">第14章 頭首工工事</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-2 プレテンション桁の購入</p> <p>2 請負者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(3) コンクリートの施工は、次の規定によるものとする。</p> <p>1) 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作する。</p> <p>2) 蒸気養生を行う場合、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作するものとし、養生終了後、急激に温度を降下させないよう留意しなければならない。なお、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作するものとする。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各P C鋼材が一様にゆるめられるようにし、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。</p> <p>14-9-4 プレキャストブロック桁の購入</p> <p>プレキャストブロック桁を購入する場合は、本章14-9-2プレテンション桁の購入の規定によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第14章 頭首工工事</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-2 プレテンション桁購入工</p> <p>2 請負者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(3) コンクリートの施工については、次の規定により製作されたものとする。</p> <p>1) 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。</p> <p>2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各P C鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。</p> <p>14-9-4 プレキャストブロック桁購入工</p> <p>プレキャストブロック購入については、本章14-9-2プレテンション桁購入工の規定によるものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">第18章 ため池改修工事</p> <p>第3節 堤体工</p> <p>18-3-9 掘削土の搬出工</p> <p>1 請負者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、建設汚泥処理土利用基準の第4種処理土相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m²以上又は一軸圧縮強度（qu）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。なお、第4種処理土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第18章 ため池改修工事</p> <p>第3節 堤体工</p> <p>18-3-9 掘削土の搬出工</p> <p>1 請負者は、泥土等軟弱な土砂をダンプトラックで現場外へ搬出する場合、建設汚泥再生利用技術基準（案）の第4種建設発生土相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m²以上、若しくは一軸圧縮強度（qu）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。なお、第4種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議するものとする。</p>	

改正後	現 行	備考
<p>第7節 浚渫工</p> <p>18-7-1 土質改良工</p> <p>1 請負者は、浚渫に取りかかる前に目視によって現地の浚渫範囲を示した図面を作成するとともに、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>2 請負者は、泥土の改良について、その施工方法等を施工計画に記載し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>3 請負者は、固化材により泥土の改良を行う場合、所定の添加量となるようにヤードを決めバックホウ等で固化材を散布するものとする。</p> <p>4 請負者は、固化材による泥土の改良について、バックホウ等により所定の深さまで泥土と固化材を混合・攪拌するものとし、目視による色むらがなくなるまで行うものとする。</p> <p>5 請負者は、固化材を混合・攪拌した後、バックホウ等により改良土を均すものとする。</p> <p>6 請負者は、設計図書に示す種類の固化材を使用するものとする。</p> <p>7 請負者は、土質改良工の施工に先立ち、室内配合試験を行い、使用する固化材の添加量について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>8 請負者は、セメント系固化材により改良する場合、浸透流出水のpHを測定するものとする。なお、測定方法等については、第1編3-13-8六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験の規定によるものとするが、それによらない場合は監督員の指示を受けるものとする。</p> <p>9 請負者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、建設汚泥処理土利用基準の第4種処理土相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m²以上又は一軸圧縮強度（qu）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。なお、第4種処理土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>10 請負者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、利用用途に応じた品質を確保するとともに、生活環境の保全に留意して再生利用するものとし、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則第37条に規定する土壌溶出量基準及び土壌含有量基準を満たしていることを確認するものとする。なお、基準を満たしていない場合は監督員と協議するものとする。</p>	<p>第7節 浚渫工</p> <p>18-7-1 土質改良工</p> <p>1 請負者は、泥土の改良について、その施工方法等を施工計画に記載し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 請負者は、固化材により泥土の改良を行う場合、所定の添加量となるようにヤードを決めバックホウ等で固化材を散布するものとする。</p> <p>3 請負者は、固化材による泥土の改良について、バックホウ等により所定の深さまで泥土と固化材を混合・攪拌するものとし、目視による色むらがなくなるまで行うものとする。</p> <p>4 請負者は、固化材を混合・攪拌した後、バックホウ等により改良土を均すものとする。</p> <p>5 請負者は、設計図書に示す種類の固化材を使用するものとする。</p> <p>6 請負者は、土質改良工の施工に先立ち、室内配合試験を行い、使用する固化材の添加量について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>7 請負者は、セメント系固化材により改良する場合、浸透流出水のpHを測定するものとする。なお、測定方法等については、第1編3-13-8六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験の規定によるものとするが、それによらない場合は監督員の指示を受けるものとする。</p>	